

大和市監査委員告示 20号

令和2年4月27日付け大和市監査委員告示第16号をもって公表した消防本部・消防署に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月29日

大和市監査委員 木原 英和

大和市監査委員 鳥 淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(予防課) 危険物に係る手数料徴収に関する事務において、納入者を誤っているものがあった。</p>	<p>(予防課) 納入者に誤った経緯を説明し、関係書類は適正に処理しました。 今後は、手数料の徴収に関するチェックシートを作成し、再発防止に努めます。</p>